

別添 2

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 基金管理団体 業務方法書（例）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、（法人名称）（以下「基金管理団体（法人名称）」という。）が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 基金管理団体（法人名称）は、本事業の各業務を行うに当たっては、その重要性に鑑み、要綱、実施要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に要綱第 37 に基づき造成された畜産・酪農収益力強化総合対策基金（以下「基金」という。）を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従い、要綱別表 1 に定められた事業実施主体及び都道府県、リース事業者及び畜産クラスター協議会（以下「事業実施主体等」という。以下同じ。）等に対する本事業に係る補助金等の交付事業その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

（事業実施要領の作成）

第 3 条 要綱第 6 の 3 の事業の実施に当たり、基金管理団体（法人名称）は、当該事業に係る事業実施要領（以下「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領」という。）を作成し、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を受けるものとし、畜産経営体質強化資金対策事業実施要領に基づき、事業を実施するものとする。

第 2 章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の実施

（基金管理団体の業務）

第 4 条 基金管理団体（法人名称）が、本事業において実施する業務は、要綱別表 1 に定められた事業内容ごとに、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助金交付事業」という。）に係る業務、自ら事業実施主体として実施する事業（以下「事業実施主体事業」という。）に係る業務及び基金管理に係る業務とする。

（補助金交付事業）

第 5 条 基金管理団体（法人名称）が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、要綱別表 1 の 1 の（１）、（３）のア、（４）から（６）まで及び 2 の（１）から（３）までの事業とする。

（事業実施主体事業）

第 6 条 基金管理団体（法人名称）が、事業実施主体として自ら実施する事業は、要綱別表 1 の 1 の（２）、（３）のイ、２の（４）及び 3 の事業とする。

第 3 章 補助金交付事業の実施

（国が承認した事業実施計画の把握）

第 7 条 基金管理団体（法人名称）は、要綱第 6 の 1 の（５）、（６）及び 2 の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長等から受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

（基金管理団体から事業実施主体等への補助金の交付決定）

第 8 条 基金管理団体（法人名称）は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

また、基金管理団体（法人名称）は、畜産局長又は地方農政局長等が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、要綱第 6 の 1 の（１）、（３）のア及び（４）の事業において、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工（又は着手）届を地方農政局長等及び基金管理団体（法人名称）に提出するものとする。

3 事業実施主体等は、第 1 項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、「消費税法」（昭和 63 年法律

第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に「地方税法」(昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

- 4 基金管理団体(法人名称) は、事業実施主体等に対し、補助金交付決定に係る年度の第 3 四半期末日現在における事業遂行状況について報告を求めるものとする。ただし、第 10 の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

また、基金管理団体(法人名称) は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

- 5 基金管理団体(法人名称) は、要綱第 6 の 1 の(1) 及び(4) の事業において、地方農政局長等から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条又は第 220 条第 3 項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。なお、基金管理団体(法人名称) は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

(事業の実績報告及び補助金の支出等)

- 第 9 条 基金管理団体(法人名称) は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から 1 ヶ月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受けるものとする。

ただし、地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、翌年度の 6 月 10 日までに実績報告書の提出を受けるものとする。

- 2 基金管理団体(法人名称) は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第 8 条第 1 項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに地方農政局等からの報告を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払を行うものとする。

また、基金管理団体(法人名称) は要綱第 6 の 1 の(1)、(3) のア及び(4) の事業について補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写

し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

- 3 基金管理団体（法人名称）は、実施要領別紙2の第3の1の畜産クラスター協議会及びリース事業者から基金管理団体（法人名称）が別に定める手続きにより支払請求があった場合は、速やかに補助金の支払を行うものとする。

なお、基金管理団体（法人名称）は、補助金の支払を行った場合において、事業実施要領別紙2の事業を行う事業実施主体に対して、補助金の支払日を通知するものとする。

- 4 基金管理団体（法人名称）は、前2項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分についての補助金の返還を命ずるものとする。

- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 6 第8条第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 7 第8条第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書に取りまとめ、速やかに基金管理団体（法人名称）に報告するとともに、基金管理団体（法人名称）の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により基金管理団体（法人名称）に報告しなければならない。

- 8 基金管理団体（法人名称）は実施要綱第6の1の（1）から（4）までの事業について、畜産局長に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、事業実施主体等から実施状況の報告を受けるものとする。

（補助金の概算払）

第10条 基金管理団体（法人名称）は、補助金交付事業に係る補助金の全部又は

一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を提出させるものとする。

- 2 基金管理団体（法人名称）は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の支払を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 基金管理団体（法人名称）は、畜産局長から事業の中止又は廃止の通知申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- （1）事業実施主体等が、法令、本業務方法書又は法令若しくは本業務方法書に基づく交付決定の条件に違反した場合
- （2）事業実施主体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）事業実施主体等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 基金管理団体（法人名称）は、前項（1）から（3）までの取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 基金管理団体（法人名称）は、第1項（1）から（3）までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第4項の規定を準用する。

- 5 第9条第4項及び本条により返納された補助金等は、基金に繰り入れるものとする。

（補助金交付事業に係る基金管理団体の責務）

第12条 基金管理団体（法人名称）は、畜産局長又は地方農政局長等が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。また、交付決定及び補助金の支払を行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに畜産局長に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第4章 事業実施主体事業の実施

（事業実施計画の作成・承認）

第13条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体事業の実施に当たり、実施要領に従い、事業実施計画を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

（事業の実施）

第14条 基金管理団体（法人名称）は、前条において承認を受けた事業実施計画に基づき、適切かつ円滑に事業を執行するものとする。

（事業実施主体事業の経費支出）

第15条 基金管理団体（法人名称）は、前条の事業に要する経費及び基金の管理運営等により発生する事務費について、基金から充てるものとする。

（事業実施主体事業に係る基金管理団体の責務）

第16条 基金管理団体（法人名称）は、国、都道府県、関係団体と連携し、本事業の趣旨が徹底されるよう、適切に事業を執行しなければならない。また、このために、国、都道府県、関係団体と連携し、積極的な事業の周知に努めなければならない。

第5章 適切な基金の管理

第17条 基金管理団体（法人名称）は、基金の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 基金管理団体（法人名称）は、要綱別表1に定める事業内容の1の（1）から（3）まで、（4）、（5）及び（6）、2、3ごとに経理を区分して管理するものとする。

3 基金管理団体（法人名称）の事務費は、第2項の区分ごとに支出するものとする。

4 基金管理団体（法人名称）は、基金を本事業の要綱及び実施要領に定められた用途以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る支出は、基金から行われなければならない。

5 基金管理団体（法人名称）は、基金から補助金を交付した事業実施主体等ごとに事業の収支を明確にしておかなければならない。

6 基金管理団体（法人名称）は、基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。

7 基金管理団体（法人名称）は、前項の管理により果実が生じることとなった場合は、これを基金に繰り入れるものとし、畜産局長の承認を得て、管理事務費を含め第4条に掲げる事業に充てることができるものとする。

8 基金管理団体（法人名称）は、本事業を終了した場合において、基金に

なお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、畜産局長の指示を受けるものとする。また、本事業が終了する前において、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく畜産局長の指示を受けるものとする。

第6章 報 告

（事業実施状況の報告）

第18条 基金管理団体（法人名称）は、要綱第37の3に定めるところにより、毎年度、畜産局長に基金の管理状況を報告しなければならない。

第7章 雑 則

（財産の管理等）

第19条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 前項の取得財産等を処分することにより、事業実施主体等に収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第17条第8項に準じて基金に返納させることがあるものとする。

（財産の処分の制限）

第20条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じて、取得財産等を要綱第6の1の（1）、（3）のア及び（4）の事業にあっては地方農政局等、要綱第6の1の（2）及び2の（4）の事業にあっては基金管理団体（法人名称）の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、前項の規定の対象となるものは、要綱第27の1及び2に規定するものとする。
- 3 第1項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）に準じることとする。
- 4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、要綱第6の1の（1）、（3）のア及び（4）の事業にあっては地方農政局長等、要綱第6の1の（2）及び2の（4）の事業にあっては基金管理団体（法人名称）の承認を受け

なければならない。

- 5 前項に規定する手続は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととし、基金管理団体（法人名称）は、畜産局長へ承認に当たっての意見を求めることができるものとする。

（残存物件の処理）

第21条 事業実施主体等は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を要綱第6の1の（1）、（3）のア及び（4）の事業にあつては地方農政局長等、要望第6の1の（2）及び2の（4）にあつては基金管理団体（法人名称）に報告しその指示を受けなければならない。

（帳簿の備付け等）

第22条 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。

- 2 基金管理団体（法人名称）は、事業実施主体等に対して、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前項の帳簿に加え、財産管理台帳を整備保管するよう指導するものとする。

- 3 基金管理団体（法人名称）は、必要に応じて、事業実施主体等に対し、助成金に係る経理内容を調査し、事業実施主体等への補助金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（補助金交付の際に付すべき条件）

第23条 基金管理団体（法人名称）は、第5条の補助金交付事業により事業実施主体等に対して補助金を交付するときは、本業務方法書の第20条から第23条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）事業実施主体等は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （2）事業実施主体等は、（1）の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする

る者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（事業参加承認の際に付すべき条件）

第24条 基金管理団体（法人名称）は、第6条の事業実施主体事業のうち、要綱別表1の（2）の事業について、実施要領別紙2の第5の4の（4）による事業参加を承認するときは、要綱及び実施要領に従うべきことの他、実施要領別紙2の第3の1の導入方式に応じて、本業務方法書の第20条から第23条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

（その他）

第25条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、基金管理団体（法人名称）が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、畜産局長の承認のあった日から施行する。